

事 業 概 要

令 和 2 年 度

川 崎 市 動 物 愛 護 セ ン タ ー

目 次

第1章 総説

1 沿革	1
2 根拠法令・関係法令	2
(1)根拠法令	
(2)関係法令	
(3)告示・要綱等	
3 組織構成及び人員	5
(1)組織構成	
(2)職員の配置状況	
(3)業務委託契約	
4 管轄区域	5
5 施設の概要	5
(1)所在地	
(2)敷地面積	
(3)建築構造	
(4)建築面積	
(5)建築延べ面積	
(6)主な施設	
6 建物配置図及び平面図	7
(1)建物配置図	
(2)建物平面図	
7 事業予算及び手数料	8
(1)事業予算	
(2)手数料	

第2章 事業

1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業	9
(1)動物愛護の普及	
①いのち・MIRAI 教室(動物愛護教室)	
②サマースクール	
③いのちの教育に係る意見交換会	
④施設見学等	
⑤施設貸出し	
⑥かわさき犬・猫愛護ボランティア	
⑦動物慰霊祭	

⑧動物愛護フェアかわさき 2019	
(2)動物の適正飼養推進	
①犬猫等の適正飼養講座	
②動物に関する苦情	
③動物に関する相談・問い合わせ	
④返還時の飼い主指導	
⑤川崎市動物愛護センターの運営に係る懇談会	
2 動物の収容・保護・管理事業	14
(1)犬の捕獲・収容・返還	
(2)犬猫等の引取り	
(3)負傷動物の保護	
(4)収容動物の飼養管理	
(5)犬猫等の殺処分	
(6)犬猫等の譲渡	
(7)犬の登録と狂犬病予防注射	
(8)マイクロチップの推進	
(9)繁殖制限	
(10)動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業	
(11)咬傷事故への対応	
3 特定動物に係わる事業	22
4 鳥獣保護管理法関係事業	22
(1)鳥獣捕獲許可等事務	
(2)有害動物捕獲支援	
(3)アライグマ防除実施計画	
5 動物由来感染症対策	24
(1)収容動物の検査等	
(2)高病原性鳥インフルエンザ	
資料(わんわんレポート)	23
案内図	29

第 1 章 総説

1 沿 革

川崎市動物愛護センター（以下年表、会議名等を除き「センター」という。）は、昭和48年11月施行の動物愛護を基本理念とした、「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」の実践的な推進施設として、昭和49年4月、川崎市飼い犬管理センター条例の制定に伴い、それまでの川崎市畜犬管理事務所を川崎市飼い犬管理センターと改称し、新たに発足しました。

センターは、本市の動物愛護行政において、犬、猫等の譲渡、収容動物の健康管理、動物愛護思想の普及啓発の場として市民サービスを実施してきました。さらに、動物由来感染症などの動物と人の間で懸念される公衆衛生上の調査研究の拠点となるよう事業を展開してきました。

建設から40年余りが経過し、施設の老朽化や狭あい化から、「動物愛護と適正な取扱いに関する普及啓発の拠点施設」として期待される役割を十分に発揮できる状況ではなく、なってきたことから、平成27年2月に「川崎市動物愛護センター整備基本計画」を定め、本計画に基づき、設計等の整備を進め、平成31年2月12日、中原区上平間に移転開所しました。

昭和25年	8月	「狂犬病予防法」制定
昭和26年	11月	川崎市立犬抑留所開設
昭和33年	12月	「神奈川県飼い犬取締り条例」施行
昭和44年	5月	「神奈川県飼い犬取締り条例」廃止、「神奈川県犬による危害防止条例」施行
昭和46年	10月	「川崎市犬抑留所」を「川崎市畜犬管理事務所」と改称
昭和48年	10月	「動物の保護及び管理に関する法律」制定
昭和48年	11月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」（わんわん条例）を施行し、動物愛護精神を基本理念とした新しい観点から、犬対策等の転換を図る。
昭和49年	4月	「川崎市飼い犬管理センター条例」施行 「川崎市畜犬管理事務所」を「川崎市飼い犬管理センター」と改称
昭和49年	9月	「川崎市飼い犬管理センター」完工式
昭和55年	7月	「川崎市動物管理センター条例」一部改正 「川崎市飼い犬管理センター」を「川崎市動物管理センター」に改称
平成 9年	4月	「川崎市動物愛護センター条例」一部改正 「川崎市動物管理センター」を「川崎市動物愛護センター」に改称
平成12年	4月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」廃止、 「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」施行
平成13年	4月	「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
平成14年	5月	「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」施行
平成17年	8月	「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」策定
平成18年	6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に伴い、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正

平成20年	4月	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に関する業務が移管
平成23年	3月	「動物愛護センター庁内あり方検討員会報告書」のとりまとめ
平成25年	3月	「動物愛護センター懇談会報告書」のとりまとめ
平成25年	9月	「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に伴い、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」、「川崎市動物愛護センター条例」の一部改正
平成26年	3月	「川崎市における動物行政の方向性と動物愛護センターのあり方」策定
平成26年	5月	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の一部改正
平成26年10月		「川崎市動物愛護センター整備における基本方針」を策定
平成27年	2月	「川崎市動物愛護センター整備基本計画」を策定
平成30年	5月	移転後施設の愛称案の公募実施
平成30年10月		愛称が「ANIMAMALL かわさき」に決定
平成30年12月		「川崎市動物愛護センター条例」改正
平成31年	2月	「川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき」移転開所
令和元年	6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に伴い、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」、「川崎市動物愛護センター条例」の一部改正
令和2年	3月	新型コロナウイルス感染症の影響により、定例譲渡会の休止
令和2年	7月	完全予約制、個別対応により譲渡相談を再開

2 根拠法令・関係法令

(1) 根拠法令

狂犬病予防法（昭和25年8月26日 法律第247号）
 狂犬病予防法施行令（昭和28年8月31日 政令第236号）
 狂犬病予防法施行規則（昭和25年9月22日 省令第52号）
 川崎市狂犬病予防法施行細則（昭和25年11月1日 規則第33号）
 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日 法律第105号）
 動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年4月7日 政令第107号）
 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年1月20日 省令第1号）
 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年3月24日 条例第21号）
 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成12年3月31日 規則第45号）
 川崎市動物愛護センター条例（昭和49年3月30日 条例第13号）
 川崎市動物愛護センター条例施行規則（昭和49年4月1日 規則第40号）
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日 法律第114号）
 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日 法律第88号）

(2) 関係法令

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成２０年６月１８日
法律第８３号）

遺失物法（平成１８年６月１５日 法律第７３号）

家畜伝染病予防法（昭和２６年５月３１日 法律１６６号）

獣医師法（昭和２４年６月１日 法律第１８６号）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成１６年６月２日
法律第７８号）

(3) 告示・要綱等

ア 環境省関係

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針
家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
展示動物の飼養及び保管に関する基準
犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について
動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について
特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目
特定動物の飼養又は保管の方法の細目
実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
動物の殺処分方法に関する指針
第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目
第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

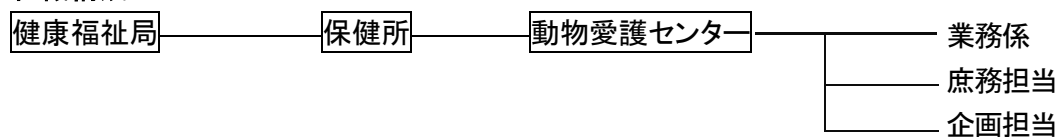
イ 川崎市関係

犬の登録申請及び狂犬病予防注射手数料等減免要綱
動物愛護管理に関する業務取扱要領
かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱
川崎市動物愛護センター業務支援ボランティア審査要領
成犬飼養管理支援ボランティア実施要領
成猫飼養管理支援ボランティア実施要領
子猫飼養管理支援ボランティア実施要領
譲渡会運営支援ボランティア実施要領
いのち・M I R A I教室等支援ボランティア実施要領
啓発物作成ボランティア実施要領
植栽等清掃支援ボランティア実施要領
川崎市動物の譲渡実施要綱
動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業要綱
電子標識機器（マイクロチップ）による所有者明示措置推進要綱
動物の引取り実施要領
動物の引渡し等に関する実費徴収要綱
動物の返還等に関する実費徴収要綱
川崎市猫の適正飼養ガイドライン

川崎市地域猫活動支援要綱
川崎市地域猫の不妊手術実施要領
川崎市動物愛護関連事業への寄附に関する事務取扱要綱
川崎市ふるさと納税に関する事務取扱要綱
川崎市動物愛護センター市民活動コーナー設置運営要綱
狂犬病予防及び動物愛護関係事業広告掲載要領
川崎市動物愛護センター諸室ネーミングライツパートナー募集要項
災害時の動物救援活動に関する協定書
動物の診療等に係る技術的支援等に関する協定書
有害動物捕獲支援要綱
川崎市有害鳥獣捕獲のための捕獲許可事務取扱要領
川崎市鳥獣の飼養登録更新等許可事務取扱要領
川崎市傷病鳥獣保護のための捕獲許可事務取扱要領
川崎市学術研究のための捕獲許可事務取扱要領

3 組織構成及び人員

(1) 組織構成



(2) 職員の配置状況（令和2年4月1日付け）

	総数	事務	獣医師	用務員	会計年度 任用職員
総数	20	2	12	2	4
所長	1		1		
業務係	13	0	8	1	4
庶務担当	3	2	0	1	0
企画担当	3	0	3	0	0

(3) 業務委託契約

- ア 川崎市動物愛護センター飼養管理等業務委託
- イ 保護収容動物運搬等業務委託
- ウ 有害鳥獣捕獲等業務委託
- エ 動物愛護センター施設維持管理業務委託

4 管轄区域



5 施設の概要

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 所在地 | 川崎市中原区上平間1700番地8 |
| (2) 敷地面積 | 2,500㎡ |
| (3) 建築構造 | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建て |
| (4) 建築面積 | 895.93㎡ |
| (5) 建築延べ面積 | 2,308㎡ |

(6) 主な施設

ア 事務管理エリア

事務室

92.82m²

イ 動物エリア

(7) 1階

検疫室

8.93m²

シャンプー室

9.08m²

野良猫手術室

21.68m²

感染症対策室（猫）

18.24m²

感染症対策室（犬）

30.13m²

鑑定室

19.65m²

検診室

30.45m²

NITTOKU適正飼育啓発室

74.18m²

(4) 2階

収容室（犬）1～20

144.52m²

譲渡適性判断室

35.53m²

飼料調整室（犬）

8.60m²

負傷動物収容室

19.11m²

手術室

25.14m²

診察コーナー

10.55m²

レントゲン室

6.91m²

検査室

17.63m²

行動観察室（犬）

11.58m²

学習コーナー

68.18m²

トリミング室

9.35m²

(ウ) 3階

飼料庫

22.76m²

飼料調整室（猫、その他動物）

8.60m²

子猫室1～5

70.61m²

負傷猫収容室

13.87m²

動物舎（鳥類等）

14.71m²

動物舎（その他哺乳類）

12.87m²

譲渡猫室

44.08m²

行動観察室（猫）

11.59m²

ペピイにゃんmeetsルーム

21.88m²

市民協働室1・2

41.38m²

ヒルズ研修室

132.53m²

ウ その他

災害用備蓄倉庫1～4

69.00m²

事務所用倉庫

16.54m²

トイレ（各階男女及び1階多目的）

76.16m²

授乳室

3.55m²



6 建物配置図及び平面図

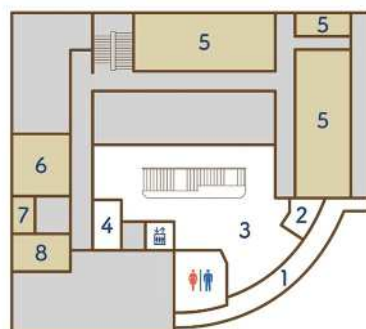
(1) 建物配置図



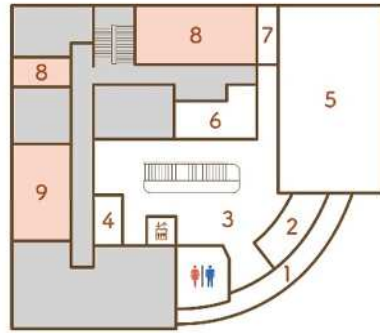
(2) 建物平面図



- 1F**
- 1. NITTOKU
適正飼育啓発室
 - 2. 事務室
 - 3. 野良猫手術室
 - 4. 検診室
 - 5. 鑑定室



- 2F**
- 1. パルコニー
 - 2. トリミング室
 - 3. 学習コーナー
 - 4. 行動観察室(犬)
 - 5. 犬舎
 - 6. 手術室
 - 7. レントゲン室
 - 8. 検査室



3F

1. バルコニー
2. ペビイにゃんmeetsルーム
3. 市民の憩いと集いのエリア
4. 行動観察室(猫)
5. ヒルズ研修室
6. 市民協働室 1
7. 市民協働室 2
8. 子猫室
9. 譲渡猫室

7 事業予算及び手数料

(1) 事業予算

令和2年度予算(千円)

科目	使用料	手数料	諸収入	
歳入	189	3	2,571	
		県支出金	寄附金	合計
		1,368		4,131
科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計	
歳出	109,547	344	109,891	

平成31年度決算(千円)

科目	使用料	手数料	諸収入	
歳入	1,240	0	2,424	
		県支出金	寄附金	合計
		1,053	8,843	13,560
科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計	
歳出	106,033	342	106,375	

(2) 手数料

① 狂犬病予防業務手数料

犬の登録申請	1頭につき	3,000円
狂犬病予防注射	1頭につき	2,950円
狂犬病予防注射済票交付	1頭につき	550円

② 管理手数料

引取り手数料生後91日以上	1頭につき	4,000円
引取り手数料生後91日未満	1頭につき	1,000円
動物取扱責任者研修受講手数料	1人につき	1,000円

③ その他

返還手数料	1頭につき	3,000円
飼養管理費	1日1頭につき	1,000円
マイクロチップ挿入実費	1頭につき	2,000円

第 2 章 事業

1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業

(1) 動物愛護の普及

人と動物が共生する社会環境を目指すためには、市民が動物の習性を正しく理解するとともに、優しさを持って適正に飼養することが必要です。人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて、学校、地域、家庭等において、普及啓発を実施しています。

① いのち・MIRAI 教室(動物愛護教室)

小学校や中学校を対象に、命の大切さを学ぶことにより、動物愛護精神を高めるとともに、動物との正しい接し方やその生態を理解することで、動物と共生できる社会づくりを目指します。

いのち・MIRAI 教室では、小学校等を訪問し、動物の習性や気持ちの表し方等について説明します。児童は動物を飼うために必要なものを職員と一緒に考えることにより、動物も人と同じように命あるものであり、一緒に暮らす楽しさと大変さについて学びます。

なお、平成26年度からは、動物の福祉に配慮して、動物に触れないプロジェクトに変更し、いのちの教育プログラムを本格実施しています。また、平成27年度から「ひと・どうぶつ MIRAI プロジェクト」を開始し、動物の気持ちになって考えることや、小さな命を大切にするためにはどのようにすればよいかを話し合ってもらうことに重点を置いています。

令和2年度は、小学校等21施設61クラスで実施し、延べ1,852名の参加がありました。

いのち・MIRAI教室(平成23年度から令和2年度まで)

年度	平成23			24			25			26			27		
施設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	6	6	309	3	3	228	4	4	143	9	30	913	0	0	0
小学校	28	86	2,584	30	86	2,594	24	84	2,548	0	0	0	6	22	626
老人福祉施設	2	3	65	2	2	58	1	1	15	0	0	0	0	0	0
自主育児グループ	7	7	256	9	9	280	2	2	54	0	0	0	0	0	0
総数	43	102	3,214	44	100	3,160	31	91	2,760	9	30	913	6	22	626

年度	28			29			30			令和元			2		
施設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
小学校	8	23	340	11	37	1,111	9	26	775	9	37	1,107	17	53	1,618
中学校	1	4	144	0	0	0	1	1	31	1	1	30	2	6	203
自主育児グループ	0	0	0	0	0	0	1	1	38	1	1	42	1	1	6
わくわくプラザ	1	1	78	0	0	0	0	0	0	1	1	79	1	1	25
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7	81	0	0	0
総数	10	28	562	11	37	1,111	11	28	844	15	47	1,339	21	61	1,852

② サマースクール

夏休み期間中の小学生を対象に、センターの業務や獣医師の仕事について勉強するサマースクールを開催しています。主に施設内の見学や動物収容の疑似体験等を通して、動物を飼うことの大変さや命の大切さを学んでもらうとともに、なぜセンターに動物がいるのかということを知り、最期まで飼う責任について考えます。

○高学年向けプログラム「お仕事やってみよう！」

前半の部では、子猫の収容の流れを動画で学ぶなどの活動を通じて命を守る仕事について知り、適正飼養に関する知識を学びます。また後半の部では、動物愛護センターを見学し、犬舎内に入って、センターでの動物たちの暮らしを疑似体験し、またマイクロチップリーダーを使用し収容動物の受け入れを体験します。

令和2年度は、4回実施し、10名が参加しました。

○低学年向けプログラム「いのちを学ぼう&バックヤードツアー」

前半の部では、動物愛護センターに収容される動物の種類や収容される理由について学びます。また、収容動物の写真や動画を見ながら動物の気持ちについて学びます。

後半の部では、動物愛護センターの見学をしたり、譲渡対象の成猫のプロフィールを作成したりして、動物の様子を観察し、動物にも個性があることを体感してもらいます。

令和2年度は3回実施し、9名が参加しました。

③ いのちの教育に係る意見交換会

平成27年度から動物を通じて子どもたちに命の大切さや他者への思いやり等を伝え、想像力や共感力の醸成や豊かな心を涵養する「いのちの教育」について、学識経験者、ボランティア、庁内関係部署の職員で構成される意見交換会を設置しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議開催を見送りました。

④ 施設見学等

センターでは、その役割や業務を正しく理解してもらうことや、より広く動物愛護の普及啓発を図るため、広く一般に公開しています。

○バックヤードツアー

普段は職員しか立入ることのできない、子猫室などのバックヤードの様子を職員の案内によりご覧いただいています。日常の飼養管理などの一端に対する説明付きの見学を通じて、センターに対する理解を深めていただけるよう努めています。

令和2年度は、48回、115名の参加がありました。

※新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令により、令和2年4～5月は中止しました。6月以降は、1回につき1組5名に限定し、案内範囲を縮小した短縮ツアーを再しています。

○その他の見学等

市民の方はもとより、市外からの見学、実習依頼も多く寄せられます。小学校、中学校の自由研究・職場体験や高校、大学の論文のためなど理由はさまざまですが、視察全体の見学を実施しています。報道機関等からの取材も含めて、令和2年度は、27回、129名の来所がありました。

⑤ 施設貸出し

市内における市民活動を促進し、併せて動物愛護の気風を高めるため、センター内の市民協働室1、市民協働室2及びヒルズ研修室を「市民活動コーナー」として、市内でボランティア活動等、市民活動や公益性のある活動を主たる目的として活動する団体に登録していただいた上で、無料で貸し出しています。

令和2年度末現在、7団体が登録しており、令和2年度は22件の利用がありました。

⑥ かわさき犬・猫愛護ボランティア

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「市条例」という。）第18条により規定される「かわさき犬・猫愛護ボランティア」の募集や支援等に関する庶務を行っています。

令和2年度は、令和元年11月に登録を行った第11期のメンバー148名が活動されています。

また、「かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱」第6条に規定されるセンター業務支援や運営協力について、次の7種の業務に関して、要領（平成30年6月制定）に基づき、共通基礎研修を修了し、審査を通過したボランティアの皆様は、御支援、御協力いただいています。

飼養管理支援ボランティア	13名	
猫飼養管理支援ボランティア	12名	
子猫飼養管理支援ボランティア	7名	
譲渡会運営支援ボランティア	20名	
いのち・MIRAI教室等支援ボランティア	15名	
啓発物作成ボランティア	9名	
植栽等清掃支援ボランティア	2名	合計78名

⑦ 動物愛護フェアかわさき2020

毎年9月20日から26日までは、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）に基づく「動物愛護週間」です。この期間中は、全国的に動物愛護事業が行われています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を中止しました。

⑧ 動物慰霊祭

例年、動物愛護週間中に、センターに収容され、死亡したり殺処分されることとなった動物たちと、川崎市健康安全研究所で試験検査に供された動物たちの霊を供養するため、公益社団法人 川崎市獣医師会（以下「獣医師会」という。）、愛護団体、かわさき犬・猫愛護ボランティア、各区役所地域みまもり支援センター衛生課等の関係職員や市民が参列し、動物慰霊祭を執り行っています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、動物慰霊祭の式典は動物愛護センター関係職員のみで執り行い、式典後に動物愛護センターNITTOKU適正飼育啓発室に祭壇を設置し、来館者の方々に手を合わせていただきました。

(2) 動物の適正飼養推進

飼い主等が責任を持って動物を適正に飼養できるように、返還、譲渡等様々な機会を通じて普及啓発を行っています。

① 犬猫等の適正飼養講座

犬猫等の譲渡を希望する方を対象に、動物との共生について学び、模範的な飼い主となることを目的として譲渡前及び譲渡時に講習会を実施しています。また、現在犬や猫を飼っている、または、これから飼いたいと思っている市民を対象に、習性や適正な飼い方を理解し、動物愛護の気風を高めることを目的とした、犬や猫と楽しく暮らすための適正飼養講座を開催しています。

令和2年度 犬猫等の適正飼養講座等実施状況

種類		回数	参加数	内容
譲渡講習会	譲渡前	3	8	動物に係わる法律、動物を飼うための責任、動物由来感染症等
	譲渡時	124	274	犬猫等の性格・健康状況・適正飼養・しつけ方等
適正飼養講座		0	0	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催なし。

② 動物に関する苦情

動物による危害の防止、生活環境の保全のため、市民等からの苦情に対しては迅速に対応しています。特に、犬の捕獲に関しては、市民の安全のために夜間などの時間外でも緊急的な対応を必要とします。また、負傷動物の保護、収容についても各区役所地域みまもり支援センター衛生課（以下「各区衛生課」という。）と連携しながら、迅速に対応するとともに、閉庁時間には、獣医師会や警察機関等と協力しながら対応しています。

センターや区役所衛生課に寄せられた苦情内容について、動物別にみると、犬で最も多いのが「散歩での糞の不始末」であり、次いで、多いのが「鳴き声」です。「鳴き声」の場合には、飼い主自体も問題を認識していますが、対応方法がわからないという事例が度々あります。苦情があった場合にはよく聞き取りを行い、各区衛生課と協力しながら、飼い主に対して、犬の適正飼養方法に関する指導を行います。

猫では、「子猫の保護や引取り」の相談が最も多く、次いで、近隣の猫の「餌やり」や外飼い猫による「糞尿の被害」などとなります。飼い主の判明しない子猫や負傷猫に関しては、聞き取りを十分行い、緊急性があるものについては拾得者からの引取りや現地保護を行っています。

また、猫に餌やりを行っている人や猫の飼い主が判明している場合には、各区衛生課で相談を受けて、必要に応じて指導や助言をしています。さらに、糞尿の被害等で困っている市民に対して、猫侵入防止対策等について助言を行っています。

なお、このような苦情では、すぐに解決する事例は少ないため、苦情者には、時間がかかることと自衛策について説明します。苦情の大部分は、飼い主等のモラルや適正飼養への認識不足、問題行動の改善方法がわからない等によるものであり、現地調査により状況を確認するとともに、必要に応じて各区衛生課への支援、協力という形で対応します。

令和2年度のセンターへの苦情相談件数は1015件（犬に関する苦情等が123件、猫に関する苦情等が611件、その他の苦情等が281件）でした。

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
総数	1015	232	122	164	123	82	95	106
犬	捕獲・不明・保護要請	10	2	2	1	2	0	2
	所有者からの引取り	34	12	2	1	3	5	3
	飼養管理	13	3	0	0	3	2	2
	その他	66	17	9	9	4	5	13
猫	捕獲・不明・保護要請	329	98	55	66	43	21	21
	所有者からの引取り	50	16	8	2	2	5	4
	飼養管理	48	8	7	7	6	6	7
	その他	184	31	27	36	20	14	15
その他	保護要請	33	7	1	5	3	5	2
	所有者からの引取り	12	4	1	1	2	0	0
	飼養管理	0	0	0	0	0	0	0
	その他	236	34	10	36	35	21	32

③ 動物の逸走・保護に関する問合せ

飼い主からの逸走動物の問い合わせに対しては、動物の特徴や逸走日時、逸走場所等詳細に聞き取りを行い、行方不明動物受付簿に記録するとともに、他自治体や警察署などへ届け出るよう案内しています。さらに、センターのホームページの收容動物情報には、写真や特徴等を掲載し、常に情報を確認できるようにするとともに、事務所に写真付きの收容動物情報ファイルを備え、問い合わせに対して、迅速、的確に対応しています。併せて、飼い主には、逸走動物が見つからない場合には、週に一回程度、センターに問い合わせてもらいように伝え、收容動物が飼い主に正確に返還できるように慎重にチェックしています。なお、動物を保護したという届け出に関しては、保護動物受付簿に記録して、警察署等への届け出を依頼するとともに、逸走動物情報との照合を丁寧に行い、動物が飼い主の元に戻ることができるよう努めています。

令和2年度の届け出件数は件（逸走動物届出306件、保護動物届出136件）でした。

令和2年度 逸走及び保護動物届出(月別)

月	総数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
逸走動物登録件数	306	25	27	27	24	27	21	29	28	17	30	23	28
保護者登録件数	136	11	9	11	14	7	19	13	11	14	11	11	5

④ 返還時の飼い主指導

收容される動物の大部分が迷子札、マイクロチップ等が未装着です。また、犬に関しては、その多くが狂犬病予防法に基づく犬の鑑札や狂犬病予防注射済票（以下「済票」という。）が未装着の状態で收容されます。このため、飼い主が判明したときには、動物愛護管理法に基づく所有明示措置や狂犬病予防法に基づく鑑札や済票の装着義務について指導しています。また、希望する飼い主には返還時にマイクロチップ（有料）を挿入しています。收容される犬猫の飼い主は、「いつもは帰ってくる」という認識であることが少なくないため、普段の飼養管理方法に関しても指導しています。また、複数回センターに收容された動物の飼い主に対しては、逸走防止対策等について各区衛生課と協力して現地指導をしています。

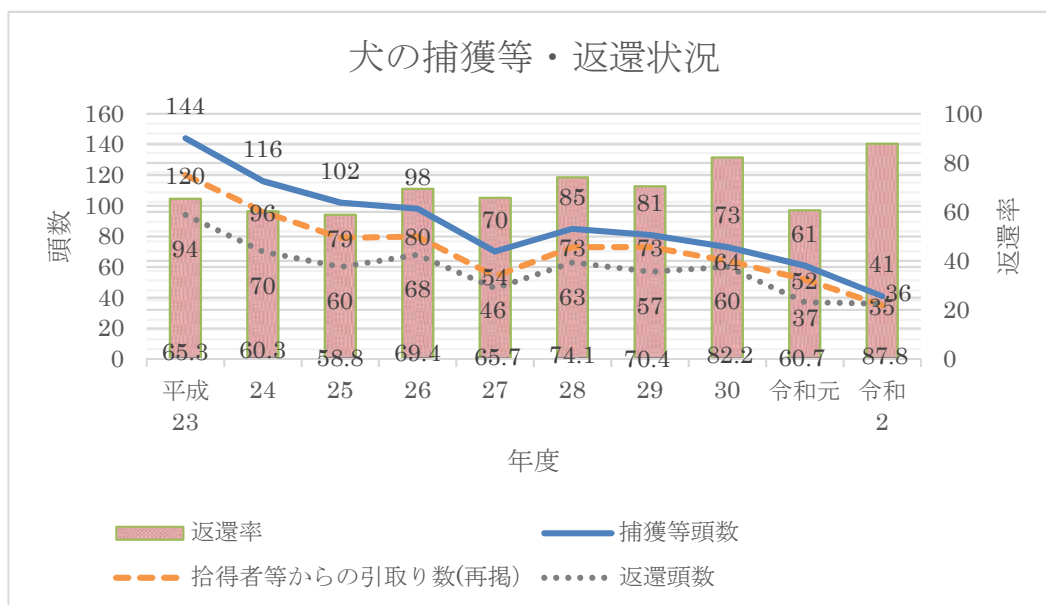
⑤ 川崎市動物愛護センターの運営に係る懇談会

平成29年度からセンターの運営強化や市民協働の活性化等を目指すため、学識経験者、ボランティア、庁内関係部署職員から構成される懇談会を設置しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催を見送りました。

2 動物の収容・保護・管理事業

(1) 犬の捕獲・収容・返還

狂犬病予防法、動物愛護管理法、市条例に基づき、危害防止及び動物愛護のため、犬の捕獲、拾得者等からの引取り、負傷した犬の保護を実施しています。咬傷事故を未然に防ぐため、放浪犬の通報があった場合には、各区衛生課と連携し、迅速に捕獲しています。



※捕獲等頭数は、捕獲、拾得者等からの引取り、及び負傷等による保護の合計

収容犬の返還日数

センターでは収容日当日から数えて5日目（土日祝日を除く。）を、飼い主に探してもらうための収容の期限としています。

令和2年度 逸走及び保護動物届出(月別)

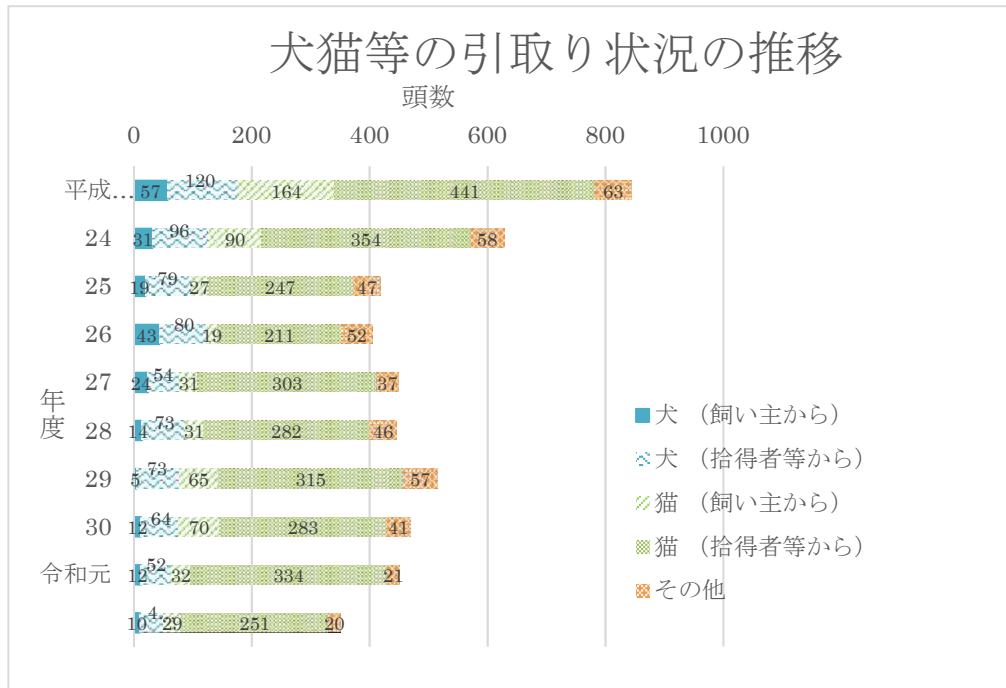
月	総数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
逸 走 動 物 登 録 件 数	306	25	27	27	24	27	21	29	28	17	30	23	28
保 護 者 登 録 件 数	136	11	9	11	14	7	19	13	11	14	11	11	5

(2) 犬猫等の引取り

平成25年9月に動物愛護管理法が改正され、飼い主から動物の引取りを求められた場合には、原則終生飼養と新たな飼い主を探す努力をするよう指導しています。なお、飼い主の死亡、独居高齢者の入院や施設入所等により継続して飼養できない状況で、新たな飼い主が見つからないなど、やむを得ない理由がある場合に限り、殺処分について十分に説明した上で引き取っています。

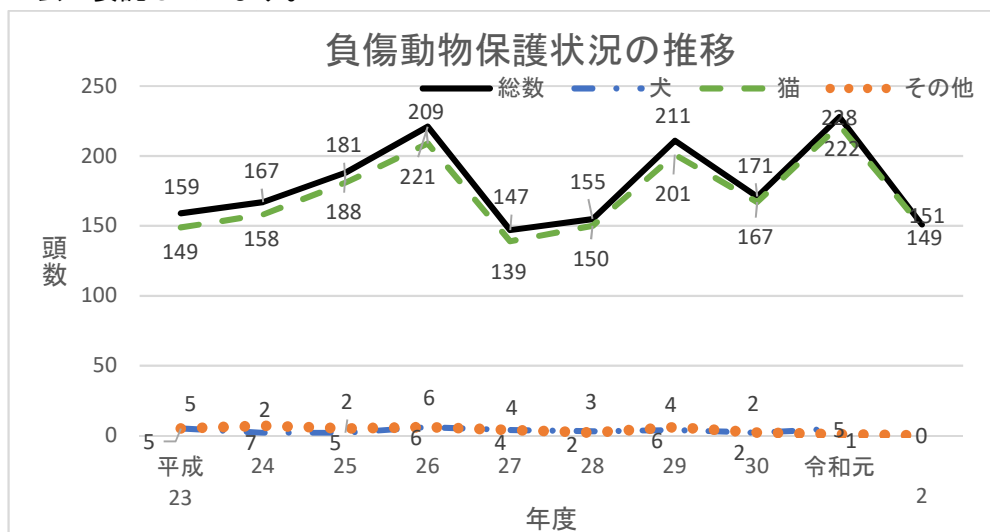
また、犬猫等を拾った市民から引取りを求められた場合には、故意又は悪意により捕獲した動物を引き取ることをしないよう十分な聞き取りを実施しており、猫に関しては、拾得された猫が自活できると判断した場合には、引取りを実施していません。なお、引取り動物の大部分は離乳前の子猫で、「産み捨てられた子猫」「捨てられていた子猫」等を拾得者から引き

取る場合がほとんどです。さらに、猫に関しては、繁殖制限を行うことなく屋外で飼養したり、屋外と屋内を自由に行き来できるようにして飼養している飼い主が多いため、多くの子猫が生まれてしまうという現状があります。このため、飼い猫については、屋内飼養に努めることを市条例で規定しています。令和2年度の引取り動物は351頭で、犬51頭（飼い主から10頭、拾得者等から41頭）、猫280頭（飼い主から29頭、拾得者等から251頭）、その他の動物は20頭（すべて警察経由）でした。



(3) 負傷動物の保護

公園、道路等の公共の場所で負傷していたり、病気にかかって動けなくなっている飼い主の判明しない犬猫等の動物について通報があった時には保護・収容し、応急処置などを行っています。また、夜間・休日など閉庁時間中の負傷動物の保護及び治療については、獣医師会に委託しています。



(4) 収容動物の飼養管理

飼い主からの引取り動物については、収容後すぐに健康診断等を実施しながら、飼養管理を行います。

飼い主の判明しない収容動物については、市条例に基づく公示を実施します。同時に広く情報を提供するため、ホームページに収容動物情報を掲載しています。飼養管理日数は、収容日当日から最低5日（土日祝日を含めない。）としており、収容と同時に写真の撮影、特徴、年齢、迷子札の有無等の確認、マイクロチップの読み取りを実施しています。

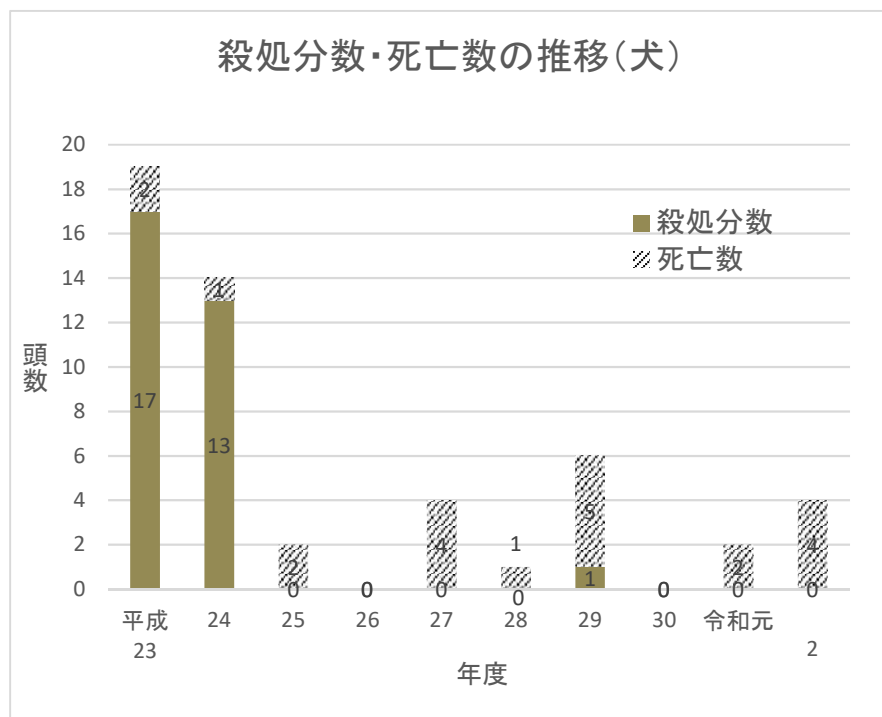
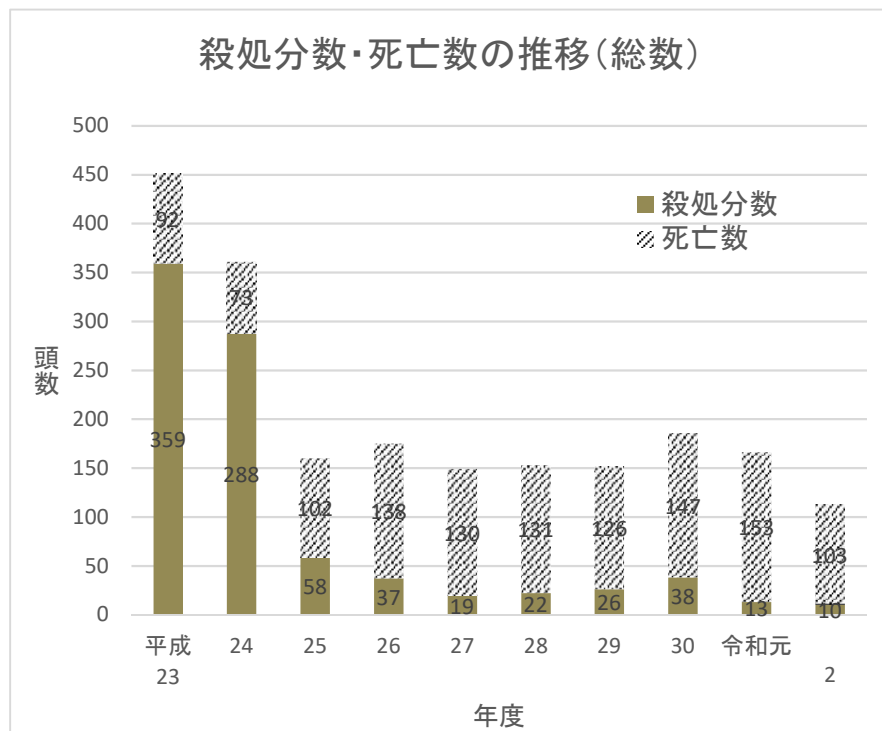
負傷動物は、交通事故や病気など様々な状態で収容されますが、収容期間中はできる限り治療を実施します。なお、動物同士の感染を防ぐため、収容後すぐに検便（虫卵検査）等を実施し、健康状態を確認します。また、ウイルス性感染症の予防のため、週に1回以上犬舎全体を次亜塩素酸ナトリウム等で消毒します。状況に応じて、熱湯なども使用します。また、収容車については動物の搬送に使用する度に、消毒を行っています。

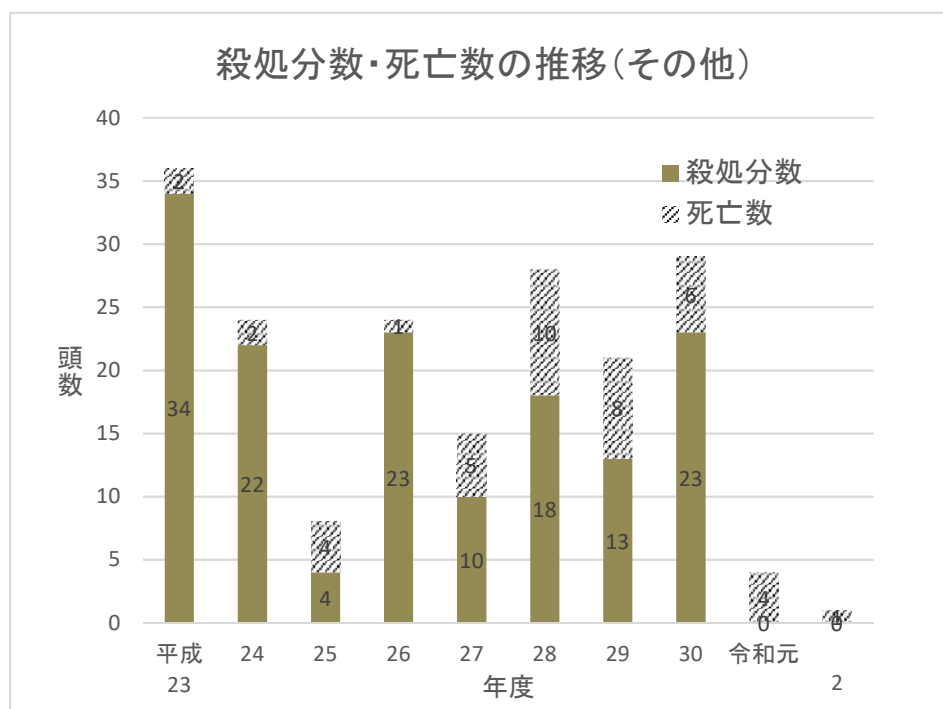
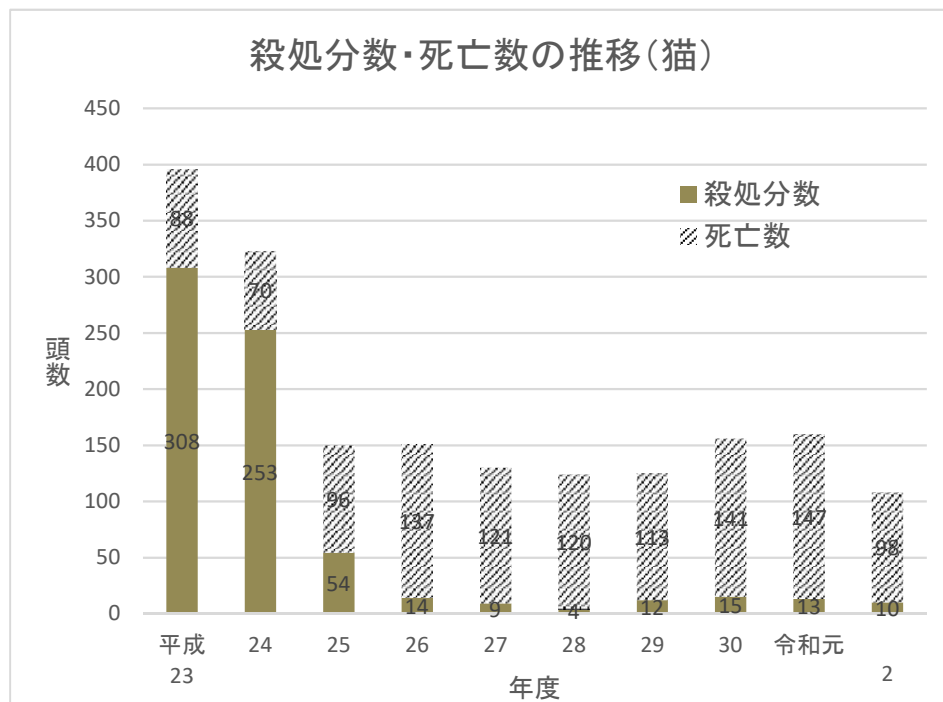
令和2年度の動物の収容状況

			総数	各区 衛生課	センター
総数			502	179	323
所有者からの引取り	計		39	15	24
	犬	計	10	1	9
		91日以上	10	1	9
		91日未満	0	0	0
	猫	計	29	14	15
		91日以上	29	14	15
		91日未満	0	0	0
	その他の動物		0	0	0
拾得者等からの引取り(警察含む)	計		306	136	170
	犬	計	35	1	34
		91日以上	35	1	34
		91日未満	0	0	0
	猫	計	251	135	116
		91日以上	4	1	3
		91日未満	247	134	113
	その他の動物		20	0	20
犬の捕獲	計		6	2	4
	91日以上		6	2	4
	91日未満		0	0	0
負傷動物の保護	計		151	26	125
	犬	計	2	0	2
		91日以上	2	0	2
		91日未満	0	0	0
	猫	計	149	26	123
		91日以上	76	19	57
		91日未満	73	7	66
	その他の動物		0	0	0

(5) 犬猫等の殺処分

収容期間が満了した動物のうち、譲渡に適さないと判断した動物については、麻酔薬注射により殺処分を実施することがあります。また、飼養管理が困難で著しい苦痛を伴っている負傷動物等については、収容期間内であっても獣医師の判断により殺処分を検討します。





(6) 犬猫等の譲渡

収容期限を過ぎた動物の中から、家庭動物として飼養可能と判断した動物を、個人や新たな飼い主探しを行う登録団体に譲渡しています。また、譲渡をより推進するため、センターのホームページに譲渡動物情報を掲載し、随時内容を更新しています。

個人譲渡

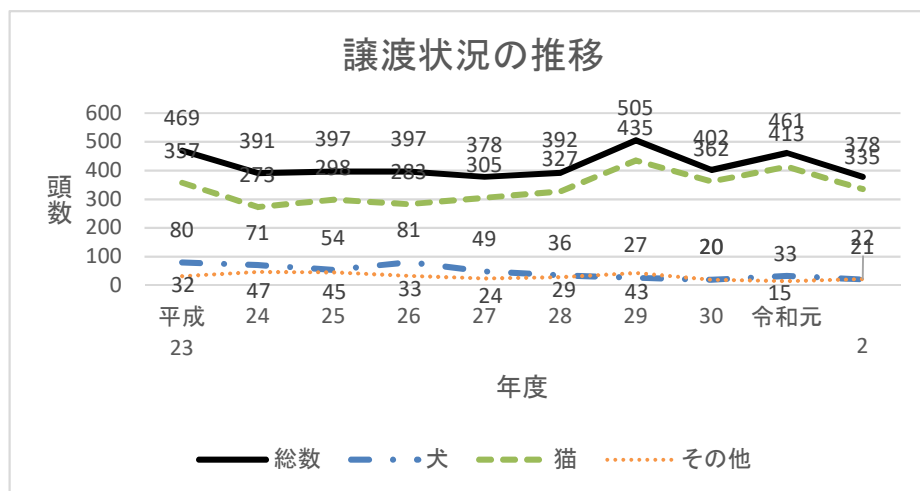
譲渡条件について説明し、動物を適正に飼養できる環境が確認しています。動物の習性、しつけ、関係法令等について事前に講習会を実施し、模範的な飼い主となるよう啓発しています。

また、譲渡後の飼養管理状況調査についても積極的に実施し、自宅での飼い方指導も行っています。譲渡後の調査は、終生飼養を推進する上で重要なものと考えています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、6月までの定例譲渡会をすべて中止し、7月以降は完全予約制の個別相談で譲渡を行いました。

団体譲渡

団体等への譲渡は、その動物の状況を説明した上で、離乳前の子猫や老齢、病気の動物についても譲渡を進めています。対象となる団体は、川崎市の譲渡事業に協力し、川崎市近隣を拠点とする非営利の活動を行う団体で、令和2年度は33団体（個人活動者含む。）が登録されています。



令和2年度譲渡状況

	総数	個人									団体等
		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外	
総数	378	181	23	24	43	23	18	15	10	25	197
犬	21	1	0	0	0	1	0	0	0	0	20
猫	335	167	18	22	41	22	18	14	10	22	168
その他	22	13	5	2	2	0	0	1	0	3	9

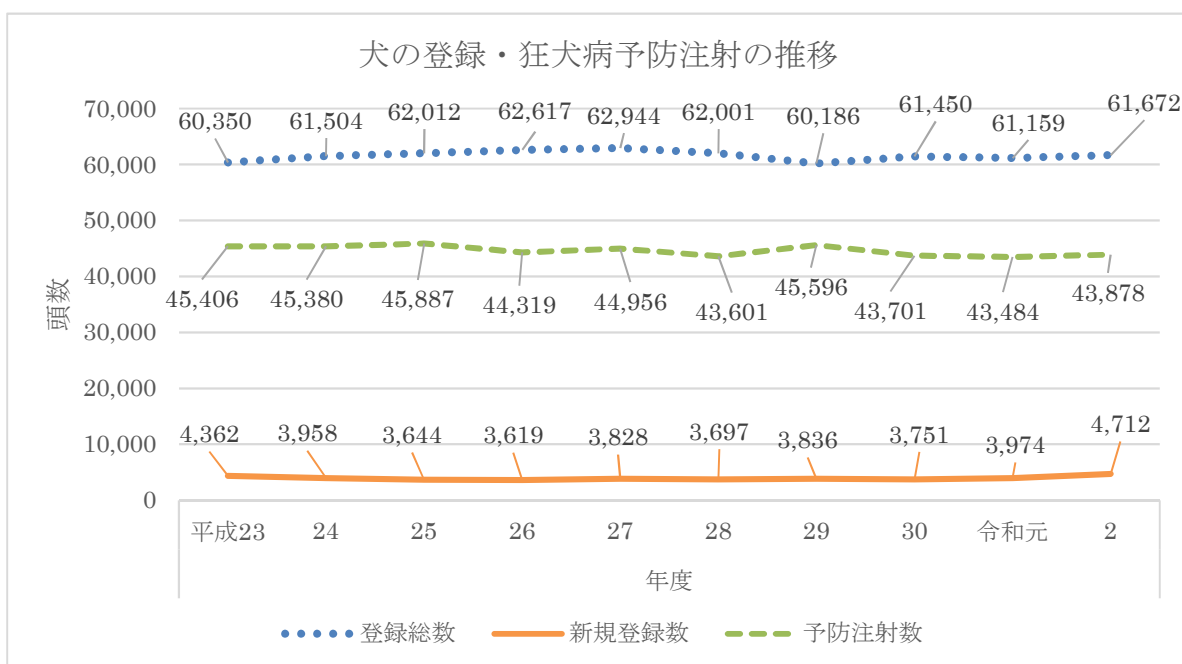
(7) 犬の登録と狂犬病予防注射

収容犬を返還する際に、狂犬病予防法に基づく登録状況等の確認を行い、未実施の場合は、登録と狂犬病予防注射を実施しています。

令和2年度はセンターにおいて、登録8頭、予防注射12頭に対して、それぞれ実施しました。

令和2年度 センターにおける登録・予防注射実施状況

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	12	3	4	0	1	2	2	0
予防注射実施頭数	25	3	3	8	2	3	3	3



令和2年度 区別状況

区	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	61,672 4,712	10,458 852	6,306 492	7,701 621	9,059 655	11,012 861	7,740 597	9,396 634
予防注射頭数	43,878	7,291	4,395	5,352	6,203	8,061	5,608	6,968
世帯数	747,634	123,243	79,927	134,656	113,835	102,581	113,702	79,690

※登録頭数下段は、新規登録頭数の再掲

※世帯数は、令和3年3月1日時点の数です。

(8) マイクロチップの推進

動物愛護管理法に規定される動物の所有明示措置を推進するため、電子標識機器（マイクロチップ）による所有者明示措置推進要綱に基づき、収容動物を返還する際に、飼い主に説明した上で、マイクロチップ挿入を実施しています。また、個人譲渡の際は全頭にマイクロチップ挿入を実施しています。令和2年度は、犬1件、猫195件のマイクロチップ挿入申し込みがあり、飼い主に挿入場所を説明した上で実施しました。

(9) 繁殖制限

センターに収容される動物の大部分が繁殖制限を実施していないために増えてしまった子猫です。センターから収容動物を譲渡する場合には、新たな飼い主となる方に必ず不妊去勢手術を実施することを誓約していただきますが、センターでも状況に応じて不妊去勢手術を実施しています。特に、健康状態に問題なく手術可能な月齢になった動物については、積極的に実施しています。令和2年度は、猫227頭を手術実施後に譲渡しました。

(10) 動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業

飼い主のやむを得ない事情で飼養を継続することができなくなった動物の情報をセンターに登録、公開することで、新たな飼養希望者を探す支援をしています。なお、本事業には、市内で飼養管理されている動物であること等の登録条件があり、センターのホームページに掲載するためには、直接センター窓口での申込が必要となります。令和2年度は、新たに10件（犬5頭、猫5頭）の登録がありました。

(11) 咬傷事故への対応

咬傷事故を起こした飼い主の判明しない犬を収容した場合、保健所支所長の依頼により、14日間飼養管理を実施しながら狂犬病罹患の有無について検診し、鑑定を行っています。

なお、飼い主が明らかな場合でも、咬傷犬を適切に飼養管理ができないと判断される場合には、センターに収容されることがあります。検診期間中に当該犬が死亡した場合は、センターで検体を採取し、川崎市健康安全研究所にて精密検査を実施します。

3 特定動物に係わる事業

動物愛護管理法では、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物を特定動物として定めており、飼養又は保管する場合には、動物の種類ごとに定められた基準に合った飼養施設を設けて市長の許可を受けることとなっています。また、幼齢や埋め込みに耐えられる体力を有しない場合などを除き、許可を受けた動物ごとにマイクロチップ等による個体識別措置の実施が義務付けられています。

センターでは、許可申請を受理した場合、基準に適合しているかどうかの確認のため立入検査を実施します。また、既許可施設については、随時立入検査を実施し、許可基準・逸走防止対策・個体識別措置の遵守等について監視指導を行っています。

飼い主等から特定動物の逸走の通報があった場合には、市民の生命等に危害が及ぶことがないよう、各区役所衛生課や警察と連携し、必要に応じて捕獲等の措置を講じます。

令和2年度飼養許可状況

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
飼養許可数(施設数)		15	4	2	0	4	1	2	2
内訳	サル	2	0	1	0	0	1	0	0
	ワニ	4	2	0	0	1	0	0	1
	カメ	4	1	0	0	1	0	2	0
	ヘビ	4	0	1	0	2	0	0	1
	トカゲ	1	1	0	0	0	0	0	0

4 鳥獣保護管理法関係事業

(1) 鳥獣捕獲許可等事務

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第9条第1項に基づき、川崎市が権限を有する39種の鳥獣に対する捕獲許可を行っています。令和2年度は、生活被害防止のための有害鳥獣捕獲許可申請は186件、傷病鳥獣保護のための捕獲許可申請は3件、学術研究のための捕獲許可申請は1件でした。

(2) 有害動物捕獲支援

毎年4月以降は、カラスの営巣による生活被害が多く寄せられます。公園内の樹木や街路樹、電柱などに営巣している場合には、その土地又は建物の管理者に対応していただくこととなります。ただし、カラスの巣立ちビナが地上に落ちて、親カラスによる通行者への攻撃が発生しているなど緊急性が高い場合には、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を取得した委託業者に現地確認を依頼し、原因である巣立ちビナの捕獲をすることがあります。

有害動物捕獲支援要綱に基づき、人家等に侵入し、騒音やふん害等の生活環境被害を発生させたハクビシン等の捕獲を実施する市民に対し、上記委託業者による捕獲檻の設置や捕獲した対象動物の回収、処分等の支援をしています。

(3) アライグマ防除実施計画

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物であるアライグマによる生活被害を受けたり、目撃したとの連絡を受けた場合には、捕獲檻の設置について説明し、前項の委託業者が直接現地を確認して設置します。なお、当該業者は神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等の届出をしています。

5 動物由来感染症対策

(1) 収容動物の検査等

人と動物の共通感染症を未然に防止するため、適宜情報発信や検査を実施しています。また、常に健康状態を把握することにより収容動物の適正な管理を推進し、新たな飼い主になる人へ健康な動物を譲渡することができるとともに、収容動物間の感染症を予防することができます。

(2) 高病原性鳥インフルエンザ

「鳥インフルエンザ対応（H5N1等）マニュアルー保健衛生部局版ー」（川崎市健康福祉局保健所作成）等に基づき、感染のリスクの高い野鳥が死亡しているとの通報があった場合には、高病原性鳥インフルエンザの感染の有無を確認するため、死亡野鳥の神奈川県への搬送を行います。また、愛がん鳥の死亡、衰弱等により、高病原性鳥インフルエンザが疑われる場合、簡易検査の実施及び確定検査（遺伝子検査）用試料を採取します。

資料
(わんわんレポート)

わんわんレポート

令和2年4・5月号 No.391



川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき
川崎市中原区上平間 1700番地 8
電話 044-589-7137

Copyright (C) 2010 Mari Toriigo.

新型コロナウイルスに罹患された皆様と、感染拡大により影響を受けられている皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

新年度のご挨拶

川崎市動物愛護センターは、公募により「ANIMAMALL かわさき」の愛称をいただき、平成31年2月12日に中原区上平間に移転開設しました。
ANIMAMALL かわさきは「動物を通じて、誰もが集い、憩い、学べる交流施設」として、動物に接する個人・団体等と連携・協働し、「いのちを学ぶ場」「いのちをつなぐ場」「いのちを守る場」としての役割が発揮できるよう整備されました。

「いのちを学ぶ場」として、市内小中学校や保育園等を対象に、動物を飼うことの責任や命の大切さを学ぶ「いのち・MIRAI 教室」を実施しています。職員が学校等に出向いて授業を行う訪問型と、ANIMAMALL かわさきで実施する求所型とがあります。「いのちをつなぐ場」として、保護した動物が新しい飼い主と出会う譲渡会を実施しています。また、保護動物の健康管理や迷子の犬や鳥傷した犬・猫の保護・治療や元の飼い主への返還を行っています。「いのちを守る場」として、災害時に必要な餌、猫用トイレ砂、ペットシーツ、ケージ等の物品を備蓄し、災害時の対策を行っています。

ANIMAMALL かわさきの運営は、行政だけが行っているわけではありません。近隣の皆様、ご寄附くださった皆様、動物愛護団体やボランティアの皆様、そして、公益社団法人川崎市獣医師会をはじめ関係団体の皆様等多くの方のご理解・ご協力・ご支援をいただいております。

また、ネーミングライツパートナーとして民間企業からのご協力もいただいております。NITTOKU 株式会社様には適正飼養啓発室を、新日本カレンダー株式会社様には猫との集いのエリアを、日本ヒルズ・コルゲート株式会社様には研修室を、それぞれNITTOKU 適正飼養啓発室、ペビィにやん meets ルーム、ヒルズ研修室として命名していただき、各種研修や譲渡会の場として活用しております。

このような取組を通じて、人と動物が共生する社会の実現に向けて、職員一同頑張っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき 所長 福田 依美子

～令和2年4月1日付けで動物愛護センター職員の異動がありました～

☆お世話になりました
所長（獣医師）須崎 聡 担当（獣医師）内田 麻奈 担当（獣医師）金子 七波
☆よろしく願います
所長（獣医師）福田 依美子 担当（獣医師）小河内 麻衣 担当（獣医師）大竹 彩花

～生活衛生課及び各区役所衛生課の動物行政担当者について～

☆一部異動がありましたので、改めて紹介します。
健康 福祉 局 保健 所 生活 衛生 課
課長補佐 金子 亜裕美
係長 佐野 孝祐
課長補佐 江口 麻樹
課長補佐 伊達 千晶
係長 佐藤 裕美
川崎区役所地域まもり支援センター衛生課
係長 中林 陽子
課長補佐 片岡 雅美
幸 区役所地域まもり支援センター衛生課
係長 大塚 晃
多摩区役所地域まもり支援センター衛生課
係長 片岡 雅美
高津区役所地域まもり支援センター衛生課
係長 中林 陽子
宮前区役所地域まもり支援センター衛生課
係長 大塚 晃
麻生区役所地域まもり支援センター衛生課
係長 片岡 雅美

今回のわんわんレポートでは、人間もかかるウイルス性の感染症「狂犬病」についてお知らせします。

◆狂犬病ってどんな病気？



1950年、当時4歳の男の子は、犬に咬まれて狂犬病ウイルスに感染しました。それから1ヶ月後、男の子はお母さんに手を握られながら亡くなりました。

出典：厚生労働省 狂犬病予防啓発ポスター
「私たちは君をわすれない」（一部加工）

狂犬病ウイルスによる感染症です。人間は、狂犬病にかかった動物（主に犬）に噛まれることで感染し、発症すると神経症状を示しほぼ100%死亡します。

1950年以前は、多くの犬が狂犬病と診断され、犬に咬まれた人が狂犬病にかかって死亡していました。写真は、狂犬病で亡くなった当時4歳の男の子です。1950年に狂犬病予防法が施行され、飼い犬の登録と年に1度の狂犬病予防注射接種、野犬の抑留が徹底されるようになり、1957年以降は国内の狂犬病を撲滅するに至りました。しかし、全世界では**今も毎年約5万人が狂犬病で死亡**していると言われています。

◆狂犬病予防注射を毎年1回 飼い犬に受けてください！

「日本で狂犬病が撲滅されたなら、狂犬病予防接種は必要ないんじゃない？」と思う方もいるのではないのでしょうか。確かに現在は、日本国内での発症はありませんが、新型コロナウイルスのように、国外からウイルスが侵入する可能性は十分あります。狂犬病予防注射を打たない犬が増えたと、ウイルスが国内に侵入した際、蔓延を食い止められません。万が一、国内で狂犬病が発生した場合に、あなたの周りの人と愛犬を守るために、狂犬病予防注射が必要なのです。



外国船により海外から不法に犬が持ち込まれるケースがあります。その犬が、狂犬病にかかっていてウイルスを広める可能性もあります。

ANIMAMALLかわさきでは、新型コロナウイルス感染拡大防止のために来館制限を行っています。来館制限中も、中にいる動物たちの様子は Facebook などでお伝えしていきたいと思っています。

新型コロナウイルス感染が収束し、皆様にご来館いただける日が1日も早く来ることを職員一同願っています。



譲渡相談を随時受付中！

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、4月の譲渡会を中止します。5月譲渡会に関しては、決まり次第ANIMAMALLかわさきのHPに掲載します。譲渡会以外でも譲渡希望のご相談は随時受け付けています！気になる犬・猫がいまいたら、開館時間中にお電話にてお問い合わせください！

きたろう

3種混合ワクチン済
猫エイズ（-） 猫白血病（-）
なでられるのが大好きな男の子です。ジャンプもお腹を見せてコロコロ進めようとしてくれるお利口さんです。右目が白く濁っています。日常生活に支障はありません。



3種混合ワクチン済
猫エイズ（+） 猫白血病（-）
少しシャイなところがありますが、本当は人になでられるのが大好きな男の子です。人に入ったり一匹でゆったり過ごさせてご家庭を養育していただきます。

三津五郎

3種混合ワクチン済
猫エイズ（+） 猫白血病（-）
少しシャイなところがありますが、本当は人になでられるのが大好きな男の子です。人に入ったり一匹でゆったり過ごさせてご家庭を養育していただきます。

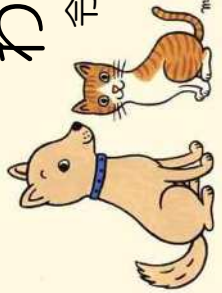
ここで紹介した動物以外にも新しい飼い主さんを待っている動物がいます！情報はこちらから



※新型コロナウイルス感染症対策で来館制限を実施しているため来館前に必ずお電話をお願いします。

わんわんしポート

令和2年6・7月号 No.392



川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき
川崎市中原区上平間 1700番地8
電話 044-589-7137

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

ANIMAMALL かわさきの感染症対策について

川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさきでは、感染症対策として一部業務を変更してまいります。来館をご希望の方は、事前にご連絡ください。来館時には、体調の確認、マスクの着用、手指の消毒、来館時及び退館時に来館者カードへの記入にご協力をお願いします。

館内見学

館内見学は自由にしていただけますが、30分の時間制限、人数制限があります

施設貸出

利用人数を制限して貸し出します。
市民協働室1：最大5名
ヒルズ研修室：最大30名

バックヤードツアー

毎週日曜日・水曜日 11時～、14時～
ガイド付きで30分程のツアーを行います。
各回1組最大5名程度。

いのち・MIRAI教室

感染症予防対策を講じつつ再開します。
ご希望の方はお問い合わせください。



譲渡について

保護された犬・猫の譲渡は随時個別で対応しています。譲渡に関する相談は予約制ですので、必ず事前に電話連絡をお願いします。最後まで動物を幸せに飼っていただけるように、譲渡には条件があります！条件の一部をご紹介します！

65歳以上のみの
高齢者世帯や
独居でないこと

家族に何かあったとき、お世話してくれる人がいなくなったら
僕たち生きていけないよ...



ビスマルク 推定3歳

神奈川県内か
都内在住



フルコギ 推定1歳

譲渡後に現地調査を行うため
お住みの地域を限定しています！

住まいの間取り図や
ペット飼育可であることを
示す規約等のコピーを提出
規約等は集合住宅・借家の場合

僕たちが暮らせる環境が、書面で確認するよ！僕は声が大きいから、飼い主さんとご近所の方を困らせないような環境で暮らさせたいなあ



いちぶ 推定6歳

譲渡条件の詳細はこちらです。お電話の前にチェック！



譲渡条件を満たす方を対象に面談を行います。状況によりお譲りできない場合もあります。

頭上の黒い影にご用心！

カラスは、5月上旬から7月下旬まで子育てをしており、ヒナを守るために人に威嚇攻撃をすることがあります。カラスに襲われないために、次のことに気をつけましょう

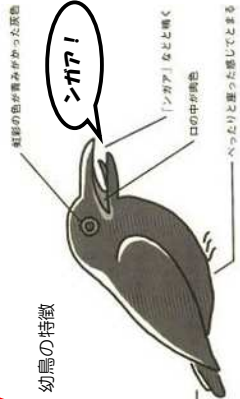
威嚇のサインを知り危険な場所を避ける



攻撃から身を守るために



カラス注意報！



ヒナの巣立ち時期は特に危険!!
巣立ちの時期のヒナは上手に飛べないため、道路や庭などの地面に落ちることがあります。親鳥が上からヒナを見守り、周囲を監視しています。知らずに近づく親に威嚇されることがあります。
また巣立ったばかりのヒナは親鳥と大きさが似ているため、傷ついたカラスだと思って拾ってしまう親に威嚇されることがあります。幼鳥の特徴を知って、親鳥をむやみに刺激しないようにしましょう。

巣の撤去について
カラスが樹木などに巣を作った場合の撤去は、原則として、その敷地の管理者が行います。
対応に関する連絡先はこちら→

出典 環境省HP 自治体職員のためのカラス対策マニュアル
<https://www.env.go.jp/nature/chogu/docs/docs5-1b/index.html>

寄附について

平成31年度にいただいたご寄附
物品：461件 金銭：151件
8216208円

ご支援・ご協力、ありがとうございました！
す！今後ともよろしくお願いいたします！



ご寄附でいただいた
爪とぎをつかう
しぐれちゃん

物品の詳細は
こちら



金銭・物品のご寄附をいただいています！

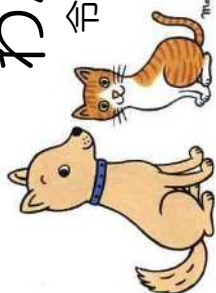
○金銭のご寄附は、ふるさと納税や、
動物愛護基金への口座振込、持参により受領しています
○物品のご寄附は持参や郵送により受領しています 送付はご負担ください

フード(老犬用・子猫用)、ペットシーツ募集中！

動物の状況に応じて募める商品が変わります。
募集中の物品の詳細はQRコードからHPをご覧ください、
お電話 (044-589-7137)
メール (40dobutu@city.kawasaki.jp)
お問い合わせください

チャッピー 推定15歳
現在介護中 ロイヤルカナン
ドックフード消化器(高栄養)
リキットしか食べられせん





川崎市動物愛護センター ANIMAWALL
川崎中原区上平間1700番地8
電話 044-589-7137

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

イベントに関するお知らせ

動物愛護フェアかわちま2020

中止

動物慰霊祭

開催方式を検討中です

令和2年9月22日（火・祝）に開催を予定していた「動物愛護フェアかわさき2020」ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、来場者等の安全・安心の確保や、「3つの密」を避けることが困難であること等から、動物愛護フェアかわさき2020実行委員会において、開催中止を決定しました。

例年、殺処分又は死亡した動物、及び健康安全研究所において試験検査のために用いられた動物の懸念を目的として執り行っています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮して、センター関係職員のみで開催する方向で検討しています。

方針が決まりますたら、ホームページにて詳細をお知らせします。



御参加を検討いただいた皆様には御迷惑をおかけすることとなり大変申し訳ございません。

議渡相談を随時受付中！

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、8・9月の講演会を中止します。10月以降の講演会に関しては、決まり次第ANIMAMAL社がホームページに掲載予定です。

講演希望のご相談は随時受け付けています！気になる犬・猫が、開館時間中にお電話にてお問い合わせください！



子猫もいるよ！
お電話待ってる
にゃん♪



おとな猫も待っています！

千兵衛（オス、推定8歳）
ダンディな顔立ちで一見近寄りがたい
見た目のオシ。けれど、なでられるの
が大好きなんだぜ～

開館時間
日曜日～木曜日 午前8時30分～午後5時15分

新型コロナウイルス感染症関連情報



ペットを飼っている方、
ペット関連事業者の方へ
環境省のページにリンク



預かり支援団体などの
連絡先について
環境省のページにリンク



動物を飼養する方向け
Q&A
厚生労働省のページにリンク

8月3日から4日間、ANIMAMALLがわさぎで、小学
生向けサマースクールを開催しました。今年度は、参
加人数の制限や消毒など新型コロナウイルス感染症へ
の安全対策を講じ、37名の参加者をお迎えすること
ができました。4～6年生向けと2～3年生向けのフ
로그램が用意され、8月5日には啓発物作成ボラン
ティアが2～3年生向けのプログラムを取材したの
で、当日のレポートをお届けします。



サマースクール開催しました！



まずは全員で動画を見ながら、ANIMAMALLかわさきの仕事と、保護された犬や猫の気持ちの変化を学びます。それからグループに分かれて館内を見学。その後で、ケージに入った子猫達をモデルに、猫の気持ちを観察しながら絵を描きました。元気な子猫に「動かないで〜！」と話しかけながら一生懸命に観察する姿に、思わずこちらも笑顔に。

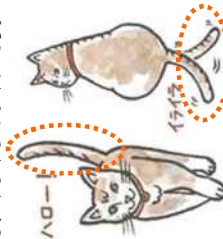
ペットを飼うときの参考にしたい、祖父母の家に犬がいる、動物の保護に興味があるなど様々な思いで参加された皆さんからは、案内役の職員に質問や「動物の気持ちのサインがわかった」「面白かった」などの感想が寄せられ、楽しい時間を過ごせたことがうかがえました。

(啓蒙活動成果写真ア K)

サマースクールでは、参加者に猫のボディランゲージについて勉強してもらいました。わんわんレポート読者の皆様にも、猫のボディランゲージの一部を紹介します！猫と接する際には、気を付けて観察してみてください。

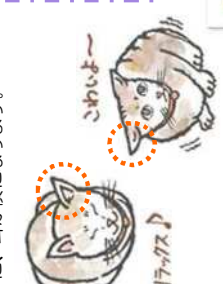
① しつぽ

しっぽを真っすぐに立てるのは、機嫌がいい印。
しっぽを左右に早めにふるのは、イライラのサインです。



⑤直

リラックスしているとき、楽しい時は、自然に前を向いています。警戒心や恐怖心の高まりとともに、耳が横になります。



リラックスしているとき、目をうっすら細めることも多いです。

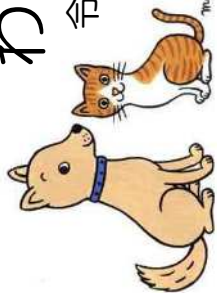


動物は人の言葉を話しません。私たちが動物のボディランゲージを学び、表情などから気持ちを考えて行動することが大切です。



わんわんしपोर्ट

令和2年10・11月号 No.394



川崎市動物愛護センター ANIMAL MALL かわさき
川崎中原区上平間1700番地8
電話 044-589-7137

Copyright (C) 2010 Mar. Tori goe.

小学校で「いのち・MIRA教室」を行いました！

10月14日（水）、市内小学校の1年生クラスにおいて、動物愛護センターの職員が授業を行いました。

授業では、動物愛護センターに保護された犬の外見や表情の変化を写真で見ても、動物にも気持ちがあることを学んでもらいました。

また、犬が動物愛護センターに来てから新しい家族ができて幸せになるまでの物語を紙芝居でお話ししました。

みなさん、積極的な意見を発表し、集中して授業を聞いてくれていました！



「いのち・MIRA教室」の参加校を随時募集中！

当センターでは、業務支援ボランティアの方々と協働して、小・中学校を対象に、いのちの大切さなどを子どもたちに伝える動物愛護教室＝「いのち・MIRA教室」を実施しています。教室では、当センターの獣医師が授業を担当し、ボランティアの方々は児童への声かけや授業風景の撮影、動物愛護センター内の引率の補助などについてご協力いただいています。

いのち・MIRA教室には、当センターで実施する来所型プログラムと、各学校で実施する出張型プログラムの2種類があります。

動物を思いやることは、他者に共感し、相手を思いやる心を育てるといわれており、子どもたちに他者への思いやりの心を育むきっかけとなればと考えています。

詳細、ご相談については、下記までご連絡ください。

問い合わせ先 044-589-7137 川崎市動物愛護センター 企画担当



動物慰霊祭のご報告

9月24日（木）、動物愛護センター内のNITTOKU適正飼育啓発室において、動物慰霊祭を行いました。今年は、新型コロナウイルス感染症対策のため動物愛護センター関係職員のみで式典を執り行いました。

令和元年度に、動物愛護センター及び川崎市健康安全研究所で命を終えることとなった動物種及びその数の報告を行い、所長から式辞が読み上げられ、参列者代表による献花が行われた後、全員で黙とうを捧げ、しめやかに式典を終えました。

感染症対策が不可避である中、例年とおりの実施とはなりませんが、動物たちの御霊に対し、少しでも弔いになってくれればと思います。



～大切なペットと幸せに暮らすために～

ペットは責任と愛情をもって最後まで飼いましょ

ペットを飼い始める際には、終生飼養できるかどうかをよく考え、その動物の習性を良く知ってから飼いましょ。それがペットとの楽しい生活の第一歩です。飼いはじめたら、飼い主としてのマナーを守り、責任と愛情をもって最後まで飼いましょ。

飼い主であることが明示しましょ

飼っている犬や猫などのペットに所有者の明示をすることは、飼い主の責務の1つです。迷子になった時、災害にあった時など、飼い主のもとへ無事帰れるよう、しっかりと連絡先を明示しておきましょ。犬の場合には、市町村への犬の登録と狂犬病予防注射の接種により交付される「鑑札」と「狂犬病予防注射済票」を装着しておくことが、狂犬病予防法により義務付けられています。猫の場合は名札を利用しましょ。名札には動物の名前だけでなく、必ず飼い主の名前と連絡先を記入しましょ。

また、可能な限り、マイクロチップを装着、登録しましょ。マイクロチップは動物の体内に装着するもので、首輪などを外して逃げ出してしまった場合でも、専用の読取り器があれば飼い主を探すことができます。

飼い主の万が一に備えましょ

年末や年度末になると、ペットの引き取り相談が増える傾向にあります。飼い主の転勤による引越、高齢者の入院や死亡、ペットが飼い主に慣れないなど理由は様々です。大切なペットの行き場がなくなる心配はないよう、日頃からご家族や周りの方とよく相談し、ケガや突然の病気など飼い主の万が一の場合でも飼ってもらえる方を探しておきましょ。また普段からペットの基本的なしつけや健康管理を徹底し、ペットを様々な環境に慣らしておきましょ。

ペットの高齢期に備えましょ

犬は7歳前後、猫は10歳前後から高齢期と言われています。高齢期を迎えたら、日頃からの健康チェックには今まで以上に気を配り、定期的に健康診断を受け、フード、病気、室内の危険等への対応を考えましょ。高齢になるにつれ、様々な症状が現れ介護が必要になる場合もあります。どんな症状があり、どんな介護が必要になるのか、事前に調べておきましょ。また、適切な治療や介護にかかる費用を、前もって準備しておくことも大切です。

人の介護と同様に、飼い主には精神的にも肉体的にも負担が増えますが、悩みを一人で抱えず、家族や知人、獣医師や飼い主仲間など、他の人に相談することが重要です。

出典：環境省 適正飼養啓発パンフレット「飼う前も、飼ってからも考えよう」

Facebookのご紹介♪

川崎市動物愛護センターの公式Facebookでは、適正飼養啓発事業、動物愛護普及啓発事業などの情報発信を行っております。また、動物たちの個性があふれているストーリーや表情豊かな写真も公開しています。

新型コロナウイルス感染症対策のため、譲渡会などのイベントの中止が続いております。なかなか来館できない方もこの機会にぜひ、Facebookをとおして当センターの事業や譲渡対象の動物たちについて知っていただければ幸いです。

運営にあたり、原則フォローや返信は行いませんが、「いいね」やシェアは大歓迎です！



ぜひみてね♪



職員の異動のご報告

令和2年10月1日付けで動物愛護センター職員の異動がありましたのでお知らせいたします。

☆お世話になりました担当（獣医師） 大島公子

☆よろしく願います担当（獣医師） 高峰夏子



新型コロナウイルス感染症関連情報

ペットを飼っている方、ペット関連事業者の方へ環境省のページにリンク

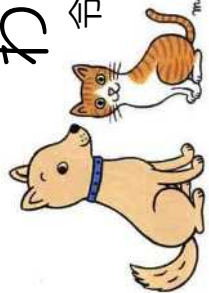


預かり支援団体などの連絡先について環境省のページにリンク



動物を飼養する方向けQ&A厚生労働省のページにリンク





Copyright (C) 2010 Mar i Torigoe.



川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき
川崎市中原区上平間 1700番地 8
電話 044-589-7137

多くの動物が新しい家族のもとに譲渡されました！

令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、譲渡会が行えない状況が続いています。そのような厳しい状況下でも、毎日多くの方にお問い合わせいただき、たくさん動物が新たな御家族のもとに譲渡されました。

※団体譲渡について

犬	猫
個人譲渡 1	116
団体譲渡 15	143

令和2年4月1日から11月30日までの値（単位）

団体譲渡は、川崎市動物の譲渡実施要綱に基づき登録団体を対象に実施しています。それ以外の動物の状況を説明した上で、譲渡前の子猫や老齢、病気の動物についても譲渡をお願いしています。対象となる団体は、川崎市の譲渡事業に協力いただき、川崎市近隣を拠点とする非営利的な活動を行う団体（個人活動者含む）です。団体譲渡された動物たちは、各団体が家庭環境等になれさせながら、新しい飼い主さんを募集します。

センターでは、個人への動物の譲渡は、譲渡後にお渡ししていますが、収容される動物たちの多くは、譲渡前の子猫です。センターでは、動物たちの健康のために、きめ細やかな飼養管理を行っています。動物の出入りが激しい環境であるため、動物の収容数が増えて過密状態となると、収容動物の間で感染症がまん延するリスクがあります。子猫たちを感染症から守り、1匹でも多く譲渡につなげるためには、センターの収容数を減らし、過密状態を緩和させ、適切な環境を保持することが重要です。

そこで、子猫飼養管理支援ボランティア（ミルクボランティア）さんに御協力いただき、健康な子猫が離乳するまでの間、御自宅での預かりと哺乳、離乳のサポートなどをお願いしています。令和2年は、4月から今まで7名のミルクボランティアさんに、延べ109匹の子猫をお願いしました（11月30日時点）。子猫の収容が非常に多い時期や、急なお願いをしたときも快く引き受けてくださり、ありがとうございました。今後も、ボランティアの方々に御協力いただきながら、より一層、収容動物の譲渡に力を入れたいと考えています。

川崎市動物愛護事業に皆様の御寄附をお願いします

川崎市では、「川崎市動物愛護関連事業への寄附に関する事務取扱要

綱」を定め、現在までにたくさんの方の御寄附をいただいています。皆様

の多大なる御支援・御協力、誠にありがとうございます。いただいた

御寄附は、収容動物の診療を行うための検査機器やペットシートや猫

砂などの物品の購入に活用させていただきます。今後とも御支援

をよろしく願います。寄附の方法は、以下のとおりです。

①川崎市ふるさと応援寄附金

（クレジットカードによる寄附も可能です）

②口座振込み

③物品で



①～③のいずれの方法についても、詳細は動物愛護センターにお問い合わせいただくか、川崎市のホームページをご覧ください。

※物品については、受け取ることができないもの（お歳や開封済みのフード、その他在庫過剰のものなど）

生まれたての子猫は何グラム？！

突然ですが、みなさんは生まれたての子猫がどれくらいのおきさ、重さか御存知ですか？

写真のぬいぐるみは、啓発物作成ボランティアさんに作成していただいたものです。

大きさは成人の手のひらサイズ、重さは鶏卵2個分くらいで、ハその緒もついています！実はこのぬいぐるみ、生後間もない子猫とほとんど同じ大きさ、重さなのです。

ぬいぐるみは、「いのち・MIRA！教室」の教材として使用します。

本市の動物愛護教室では、動物たちに過度のストレスを与えないため、生体とのふれあいは行いません。今後、このぬいぐるみを本物の子猫の代わりを使用して、子供たちに様々なことを学んでももらいたいと考えています。

11月5日の来所型「いのち・MIRA！教室」でデビューし、児童の皆さんに実際に触れてもらいました。皆さん、本物の子猫と同じようにそーっと大事に、扱ってくれました。実際に、ぬいぐるみをもってもらうと、「思っていたよりずっと小さくて軽かった！」など驚きの声が多数あがりました。

- ↑生まれたての子猫は
- ・体長10センチメートル
- ・体重80グラム
- くらいです！



猫の不妊及び去勢手術補助の申請についての御案内

猫の適正飼養を推進するために、川崎市では、猫の不妊去勢手術費用の一部補助を実施しています。申請期間を2期に分けて実施しており、第2期は令和3年1月4日（月）から先着順に受付を開始します。補助の対象は、令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）までの期間に協力動物病院指定獣医師のもとで実施した手術です。申請に関するお問い合わせは、お住まいの区の区役所衛生課までお願いいたします。

◇ 申請期間 令和3年1月4日（月）から令和3年3月31日（水）まで

◇ 対象 ・市内において飼養管理されている猫の飼い主の方

・市内において所有者の判明しない猫を責任をもって世話をしている方

◇ 手術時期 令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで

◇ 補助額 メス1頭 3,000円 オス1頭 2,000円

※ 1世帯3頭まで。補助金交付予定額が予算額に達した時点で締め切ります。

◇ 申請及びお問い合わせ先 各区役所地域みまもり支援センター衛生課



川崎区役所衛生課	201-3222
幸区役所衛生課	556-6681
中原区役所衛生課	744-3271
高津区役所衛生課	861-3322
宮前区役所衛生課	856-3270
多摩区役所衛生課	935-3306
麻生区役所衛生課	965-5164

↑申請書類は、こちらからもダウンロードできます。

新型コロナウイルス感染症関連情報



ペットを飼っている方、ペット関連事業者の方へ
環境省のページにリンク



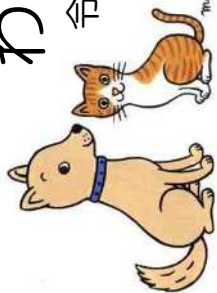
預かり支援団体などの
連絡先について
環境省のページにリンク

動物を飼養する方向け
Q&A
厚生労働省のページにリンク



わんわんしपोर्ट

令和3年2・3月号 No.396



川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき
川崎市中原区上平間1700番地8
電話 044-589-7137

Copyright (C) 2010 Mar i Tori goe.

おかげさまで、川崎市動物愛護センターANIMAMALL かわさきは、移転開所2周年を迎えました。今年度は、コロナ禍での運営について、手探りな部分も多々ありましたが、たくさんの方々の力をお力をお借りして、動物たちの譲渡や教育等に取り組むことができました。これからも、人と動物が共生する社会の実現に向けて、職員一同、頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。



7ヶ月

～理由あい猫の譲渡会のご報告～

令和3年1月11日(月・祝)、川崎市動物愛護センターにて、「理由(ワケ)あり猫の譲渡会」を開催しました。「理由あり猫の譲渡会」は、高齢、持病あり、ハンディキャップ、人慣れしていないなど、様々な理由で、今までお声がかかりにくかった猫たちにスポットを当てた譲渡会で、川崎市では初めての試みでした。

当初、どのくらいのお問合せがあるのか、どのような反響があるのか不安でしたが、ありがたいことに多くのお問合せがあり、またSNSでは、この譲渡会開催に対するたくさんの方の温かい応援コメントや情報拡散のご協力をいただきました。当日は4組の方々に来館していただき、その結果「フルート」・「千早」に素敵なご縁があり、譲渡が決定しました！

「理由(ワケ)あり」と聞くと、ネガティブな印象を持たれる方もいらっしゃると思いますが、「馴れない子猫が甘えてくれるようになるまでの過程を楽しみたい」「ハンディキャップを凌駕するキュートな容姿に一目惚れした」など、温かい言葉をたくさんいただき、猫たちにとっても職員にとっても特別な1日になりました。

実は、今回の譲渡会以外でもセンターで過ごす期間が長かった成猫たちの譲渡がたくさん決定しています。飼主様からいただいたお写真で譲渡後の猫たちの様子を拝見すると、センター職員には、見せてくれなかった彼らの新たな一面に驚かされ、彼らの幸せそうな姿が職員の励みになっています。また、新しいお家でまだ戸惑いを隠せない猫たちに優しく寄り添い、彼らの些細な変化も察知して、気にかけてくださる新しいご家族の方々に、感謝してもしきれません。本日に、素敵なご縁をありがとうございました。

＜個別相談も受付中！＞

「理由あり猫の譲渡会」の次回開催は未定ですが、個別相談はいつでも受け付けています！譲渡対象の猫の情報については、動物愛護センターのホームページをご覧ください(=^・^=)

千春



千鶴



三津五郎



猿之助



ペコー



子猫の保護に悩んだら触る前にご相談を！

猫は、1回の出産で4～6匹の子猫を産みます。母猫は、子猫が生後2～3日をすぎると、すみかの引越しを行う習性があります。これは、外敵に気づかれやすい汚れたすみかから安全な場所に移動するためです。

引越しのとき、母猫は、子猫を1匹ずつくわえて運び、他の子猫から一時的に離れます。このとき人間が子猫を保護すると、母猫から引き離すことになってしまいます。

離乳する前の子猫のお世話は大変難しく、安易に母猫と子猫を引き離すと、子猫の命を危険にさらす可能性もあります。母猫に戻っても、子猫に人間のおいづきついていると子育てをやめてしまう場合もあります。本日に保護が必要で場合と、母猫が帰ってくる可能性がある場合の見極めが必要で、保護すべきか迷ったら、子猫に触れる前に動物愛護センターが発見場所の区の役所衛生課にご相談ください。

川崎区役所衛生課 201-3222
幸区役所衛生課 556-6681
中原区役所衛生課 744-3271
高津区役所衛生課 861-3322
宮前区役所衛生課 856-3270
多摩区役所衛生課 935-3306
麻生区役所衛生課 965-5164
動物愛護センター 589-7137

子猫が外で寒そうにいる場合は、お家の中に入れてあげる前に、すぐに動物愛護センターや区役所の衛生課に相談してくださいね！



川崎市動物愛護センターの公式Twitterができました♪

みなさま、お待たせしました！
1月21日(わん・にゃんわんの日)に川崎市動物愛護センター公式Twitterアカウントを開設しました。

譲渡動物情報や動物愛護普及啓発等の情報を発信します。フォローや返信は行いませんが、コメントやリツイート、いいね！は大歓迎です。情報の拡散にご協力ください！



アカウント名:
川崎市動物愛護センター
ANIMAMALLかわさき
(@Kawasaki_catdog)

のぞいてみてね♪

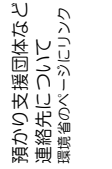


新型コロナウイルス感染症関連情報

ペットを飼っている方、ペット関連事業者の方へ
環境省のページにリンク

病かり支援団体などの連絡先について
環境省のページにリンク

動物を飼養する方向けQ&A
厚生労働省のページにリンク



案 内 図



〒211-0013

川崎市中原区上平間1700番地8

JR 南武線 平間駅から徒歩7分

JR 南武線 鹿島田駅から徒歩11分

川崎市バス 平間小学校前バス停から徒歩4分

東急バス 鹿島田バス停から徒歩6分

編集発行

川崎市動物愛護センター

川崎市中原区上平間 1700 番地8

電話 044(589) 7137

FAX 044(589) 7138

発行 令和4年7月